

# 総務委員会規定

## 第1章 総 則

第1条 本協会規約第10章第27条に基づいてこの委員会を設ける。

第2条 この委員会は総務委員会と称する。

## 第2章 事 業

第3条 この委員会は次の事業を行う。

体操協会の「総合企画」「広報」「登録」「諸事業」に関する事業ならびに業務全般を運営統括する。

## 第3章 部 会

第4条 この委員会に、専門的事項を処理するために次の専門部会を設ける。

- ・ 総合企画部
- ・ 広報部
- ・ 登録部
- ・ 事業部

## 第4章 委 員

第5条 この委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 会長が指名する理事（理事長・副理事長・常任理事・理事）若干名
- (2) 総合企画部，広報部，登録部，事業部の各部長をもって委員とする。

## 第5章 役 員

第6条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

第7条 委員長，副委員長，委員は，理事会において選出し，会長が委嘱する。

第8条 委員長は，委員会を代表し，委員会の会務を掌握する。

第9条 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を補佐する。

## 第6章 任 期

第10条 委員の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

## 第7章 会 議

第11条 委員会は必要に応じて委員長が招集して議長となる。

第12条 会長，副会長，理事長，各委員長は会議に出席し，意見を述べることができる。

## 第8章 専門部会

第13条 部会は，部長，部員をもって構成する。

第14条 部長は，理事会の議決を経て，会長が委嘱する。

第15条 副部長，部員は委員会において推薦し，会長が委嘱する。

第16条 部員の任期は役員の任期と同じとする。

# 体操競技委員会規定

## 第1章 総 則

第1条 本協会規約第10章第22条に基づいてこの委員会を設ける。

第2条 この委員会は体操競技委員会と称する。

## 第2章 事 業

第3条 この委員会は次の事業を行う。

(1) 体操競技に関する男女に共通する以下の事業

- ・ 選手の育成，強化に関すること。
- ・ 競技の普及および振興に関すること。
- ・ 競技会要項の作成および競技会運営に関すること。
- ・ 調査，研究およびその発表に関すること。
- ・ 指導者育成事業に関すること。
- ・ その他

(2) 体操競技の審判業務に関する男女に共通する以下の事業

- ・ 国民体育大会をはじめとする全国大会に向けた強化担当部門との協調を図るとともに国際・国内情報の収集伝達を行う。
- ・ 県内で開催される各種競技会における採点規則の研究，制定に関すること。
- ・ 審判技術の研究，審判員の指導養成を行い，審判員派遣の審判員養成とともに審判員の資質向上を図る。
- ・ 2・3種公認審判員認定講習会を開催し，審判員資格審査に関する業務を行う。
- ・ 全国代表審判員技術研修会に参加し，伝達講習会を開催する。
- ・ 指導者との情報連絡を促進する。

## 第3章 委 員

第4条 この委員会の委員は，委員長，副委員長，委員とする。

第5条 委員長，副委員長，委員は理事会で選出し，会長が委嘱する。

## 第4章 役 員

第6条 この委員会に，次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

第7条 委員長は，委員会を代表し，委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

3 委員は，日常業務を処理する。

## 第5章 任 期

第8条 委員の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

## 第6章 委員会

第9条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。ただし、必要に応じて他の委員会の関係委員を加えるものとする。

第10条 委員会は、委員会の事業に関する重要事項の検討や緊急事項の処理、その他委員会内の日常業務の連携等について確認する。とくに重要事項においては理事会の承認を得なければならない。

## 第7章 部 会

第11条 この委員会には、日常業務を遂行するために、男子体操競技競技部、女子体操競技競技部、男子体操競技審判部、女子体操競技審判部の4部門を置く。

第12条 各部は、部長、副部長、部員をもって構成する。

2 部長および副部長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 部員は、委員会で推薦し、会長が委嘱する。

第13条 各部の業務分掌は、委員会で決める。

第14条 部員の任期は、委員の任期と同じとする。

# 新体操委員会規定

## 第1章 総 則

第1条 本協会規約第10章第23条に基づいてこの委員会を設ける。

第2条 この委員会は新体操委員会と称する。

## 第2章 事 業

第3条 この委員会は次の事業を行う。

(1) 新体操に関する男女に共通する以下の事業

- ・ 選手の育成，強化に関すること。
- ・ 競技の普及および振興に関すること。
- ・ 競技会要項の作成および競技会運営に関すること。
- ・ 調査，研究およびその発表に関すること。
- ・ 指導者育成事業に関すること。
- ・ その他

(2) 新体操の審判業務に関する男女に共通する以下の事業

- ・ 国民体育大会をはじめとする全国大会に向けた強化担当部門との協調を図るとともに国際・国内情報の収集伝達を行う。
- ・ 県内で開催される各種競技会における採点規則の研究，制定に関すること。
- ・ 審判技術の研究，審判員の指導養成を行い，審判員派遣の審判員養成とともに審判員の資質向上を図る。
- ・ 2・3種公認審判員認定講習会を開催し，審判員資格審査に関する業務を行う。
- ・ 全国代表審判員技術研修会に参加し，伝達講習会を開催する。
- ・ 指導者との情報連絡を促進する。

## 第3章 委 員

第4条 この委員会の委員は，委員長，副委員長，委員とする。

第5条 委員長，副委員長，委員は理事会で選出し，会長が委嘱する。

## 第4章 役 員

第6条 この委員会に，次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

第7条 委員長は，委員会を代表し，委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

3 委員は，日常業務を処理する。

## 第5章 任 期

第8条 委員の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

## 第6章 委員会

- 第9条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。ただし、必要に応じて他の委員会の関係委員を加えるものとする。
- 第10条 委員会は、委員会の事業に関する重要事項の検討や緊急事項の処理、その他委員会内の日常業務の連携等について確認する。とくに重要事項においては理事会の承認を得なければならない。

## 第7章 部 会

- 第11条 この委員会には、日常業務を遂行するために、男子新体操競技部、女子新体操競技部、男子新体操審判部、女子新体操審判部、男子ジュニア普及育成部、女子普及育成部の6部門を置く。
- 第12条 各部は、部長、副部長、部員をもって構成する。
- 2 部長および副部長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 部員は、委員会で推薦し、会長が委嘱する。
- 第13条 各部の業務分掌は、委員会で決める。
- 第14条 部員の任期は、委員の任期と同じとする。

# 一般体操委員会規定

## 第1章 総 則

第1条 本協会規約第10章第24条に基づいてこの委員会を設ける。

第2条 この委員会は一般体操委員会と称する。

第3条 一般体操とは、体操を通じ心身の健全なる発達を図るための競技をしない体操をいう。

## 第2章 事 業

第4条 この委員会は次の事業を行う。

- (1) 体操祭の開催に関すること
- (2) 指導者の資質向上のための研修会（実技・講義）に関すること
- (3) 一般体操発展のための調査・研究に関すること
- (4) 県内の一般体操の普及に関すること

## 第3章 委 員

第5条 この委員会の委員は、委員長、副委員長、委員とする。

第6条 委員長、副委員長、委員は理事会で選出し、会長が委嘱する。

## 第4章 役 員

第7条 この委員会に、次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

第8条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、日常業務を処理する。

## 第5章 任 期

第9条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 委 員 会

第10条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。ただし、必要に応じて他の委員会の関係委員を加えるものとする。

第11条 委員会は、委員会の事業に関する重要事項の検討や緊急事項の処理、その他委員会内の日常業務の連携等について確認する。とくに重要事項においては理事会の承認を得なければならない。

## 第7章 部 会

第12条 この委員会には、日常業務を遂行するために、総務部、事業部の2部門を置く。

第13条 各部は、部長、副部長、部員をもって構成する。

2 部長および副部長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 部員は、委員会で推薦し、会長が委嘱する。

第14条 各部の業務分掌は、委員会で決める。

第15条 部員の任期は、委員の任期と同じとする。

# トランポリン委員会規定（案）

## 第1章 総 則

第1条 本協会規約第10章第25条に基づいてこの委員会を設ける。

第2条 この委員会はトランポリン委員会と称する。

## 第2章 事 業

第3条 この委員会は次の事業を行う。

(1) トランポリン競技に関する男女に共通する以下の事業

- ・ 選手の育成，強化に関すること。
- ・ 競技の普及および振興に関すること。
- ・ 競技会要項の作成および競技会運営に関すること。
- ・ 調査，研究およびその発表に関すること。
- ・ 指導者育成事業に関すること。
- ・ その他

(2) トランポリン競技の審判業務に関する男女に共通する以下の事業

- ・ 国民体育大会をはじめとする全国大会に向けた強化担当部門との協調を図るとともに国際・国内情報の収集伝達を行う。
- ・ 県内で開催される各種競技会における採点規則の研究，制定に関すること。
- ・ 審判技術の研究，審判員の指導養成を行い，審判員派遣の審判員養成とともに審判員の資質向上を図る。
- ・ 2・3種公認審判員認定講習会を開催し，審判員資格審査に関する業務を行う。
- ・ 全国代表審判員技術研修会に参加し，伝達講習会を開催する。
- ・ 指導者との情報連絡を促進する。

## 第3章 委 員

第4条 この委員会の委員は，委員長，副委員長，委員とする。

第5条 委員長，副委員長，委員は理事会で選出し，会長が委嘱する。

## 第4章 役 員

第6条 この委員会に，次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

第7条 委員長は，委員会を代表し，委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

3 委員は，日常業務を処理する。

## 第5章 任 期

第8条 委員の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。



## 第6章 委員会

第9条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。ただし、必要に応じて他の委員会の関係委員を加えるものとする。

第10条 委員会は、委員会の事業に関する重要事項の検討や緊急事項の処理、その他委員会内の日常業務の連携等について確認する。とくに重要事項においては理事会の承認を得なければならない。

## 第7章 部 会

第11条 この委員会には、日常業務を遂行するために、男女トランポリン競技部、トランポリン競技審判部の2部門を置く。

第12条 各部は、部長、副部長、部員をもって構成する。

2 部長および副部長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 部員は、委員会で推薦し、会長が委嘱する。

第13条 各部の業務分掌は、委員会で決める。

第14条 部員の任期は、委員の任期と同じとする。

# トップジムナスト育成強化委員会規定

## 第1章 総 則

第1条 本協会規約第10章第24条に基づいてこの委員会を設ける。

第2条 この委員会はトップジムナスト育成強化委員会と称する。

## 第2章 目 的

第3条 この委員会は将来の世界や全国で活躍するトップジムナストの発掘と育成を目的とし、ジュニア選手の育成強化と広島県を代表する国体選手の競技力向上を図る。

## 第3章 事 業

第4条 この委員会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体操競技、新体操の選手を目指す児童の早期発掘とスポーツ教室等の開催に関する事。
- (2) ジュニア選手の育成と競技力向上に関する事。
- (3) 短期・中期国体選手強化学業計画に基づきジュニア強化指定選手選考に関する事。
- (4) 中学生・高校生合同強化合宿および強化練習会、県内外強化合宿に関する事。
- (5) 国民体育大会へ向けての強化対策に関する事。
- (6) 国民体育大会広島県代表選手選考に関する事。
- (7) 国民体育大会広島県代表選手派遣に関する事。
- (8) 国民体育大会広島県代表選手の強化練習会、県内外強化合宿に関する事。
- (9) 指導者養成、指導者育成に関する事業。
- (10) スポーツ医・科学サポート事業と連携し、トレーナーの充実にに関する事。
- (11) 中国ブロックジュニア体操競技選手権・共演大会広島県代表選手選考および派遣に関する事。
- (12) 全国ブロック選抜U-12体操競技選手権大会出場選手の調整及び承認。
- (13) その他、前条に関わる事業。

## 第4章 委 員

第5条 この委員会に、次の役員を置く。

委員長 1名  
副委員長 1名  
委員 若干名  
総務担当委員 1名

第6条 委員長、副委員長は理事会で選出し、会長が委嘱する。

第7条 委員および総務委員は委員長が推薦した者を、理事会が承認し、会長が委嘱する。

第8条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、日常業務を処理する。

## 第5章 任 期

第9条 委員および役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 委 員 会

第10条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。ただし、必要に応じて他の委員会の関係委員を加えるものとする。

第11条 委員会は、委員会の事業に関する重要事項の検討や緊急事項の処理、その他委員会内の日常業務の連携等について確認する。とくに重要事項においては理事会の承認を得なければならない。

## 第7章 部 会

第12条 この委員会には、日常業務を遂行するために、体操競技国体選手強化本部、新体操国体選手強化本部、トランポリン国体選手強化本部、選手発掘事業部の4部門を置く。

2 各強化本部は、強化本部長が統括する。

第13条 各強化本部は、各種別の監督、コーチをもって構成する。

2 監督は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 コーチは、委員会で推薦し、会長が委嘱する。

第14条 各強化本部は選手強化活動の遂行ならびに各部門の強対策の原案を作成する。

第15条 選手発掘事業部は、部員を持って各種別の部員を持って構成し委員長が統括する。

第16条 選手発掘部は各部門の事業推進の原案を作成する。

第17条 監督・コーチ・部員の任期は、委員の任期と同じとする。

## 表彰委員会規定

- 第1条 本協会規約第10章第28条に基づいてこの委員会を設ける。
- 第2条 この委員会は表彰委員会と称する。
- 第3条 この委員会は本協会に功労のあった者について、次の各賞に推薦する。
- (1) 公益財団法人 広島県体育協会 体育賞 功労者の部
  - (2) 中国体協賞
  - (3) 公益財団法人 日本体操協会 功労賞
  - (4) その他の賞
- 第4条 受賞者の推薦資格については、各賞の表彰規定による。
- 第5条 各賞への推薦は、表彰委員会の推薦により、理事会の承認を経て決める。
- 第6条 この委員会は、次の委員をもって構成する。
- 2 理事長・副理事長・各加盟団体から選出された代表者1名で構成する。
- 第7条 委員長は理事長が兼任し、副委員長は副理事長が兼任する。

平成12年4月24日 施 行

## 役員の定年に関する規定

本会の規約第16条に基づく就任期における年齢制限を次のように定める。

- 第1条 会長を除く役員の就任期における年齢は、70歳未満とする。ただし、改選期まで役員として在任していたものについては、1期2年を限度として再任を妨げない。
- 第2条 この規定は、理事会の議を経て総会にはかり、「内規」として規定するものとする。
- 第3条 この規定は、加盟団体には適用しない。

平成12年4月24日 施 行

## 特別賛助会員規定

(目的)

第1条 広島県体操協会（以下本会という）の趣旨に賛同し、その事業目的達成を支援するため広く県民一般から特別賛助会員を募集し、もって本会事業推進のための耐久的財源の確保を図る。

(特別賛助会員)

第2条 加盟団体にある会員と区別するため本会「特別賛助会員」と称し、本会の趣旨に賛同するものであれば、小中学生及びその保護者、高校生及びその保護者、大学生、一般社会人、法人、団体等すべての者を対象とする。

(申し込み方法)

第3条 所定の様式により、加盟団体経由もしくは本会事務局に直接申し込む。

(会計年度及び年会費)

第4条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとし、年会費は次のとおりとする。

1. 個人会員 5,000円
2. 法人・団体会員 20,000円

(加盟団体助成金)

第5条 加盟団体経由にて申し込みの場合に限り1名・1団体につき個人会員は2,000円、法人・団体会員は5,000円を加盟団体助成金として加盟団体に対して年1回まとめて還元する。

(会費の用途)

第6条 本会に納付された会費は、本会一般会計の内の費目「強化育成部費」及び「選手強化資金」及び「加盟団体助成金」以外に使用できない。

(収支報告)

第7条 本会は毎年1回その収支状況を総会に報告する。

(会員の特典)

第8条 特別賛助会員には次の特典を与える。

1. 会員証の発行
2. 本会が主催する大会の案内及び招待状の送付
3. 本会が主催または主管する大会に入場の優遇
4. 「広島県体操協会誌」に会員名・団体名の掲載
5. 「広島県体操協会誌」の無料提供
6. その他必要に応じ体操に関する情報の提供

平成14年4月27日 制定

# 役員候補者選考に関する内規

(目的)

第1条 この内規は広島県体操協会（以下、本会という）規約第15条役員を選出について、役員候補者の基準を定めることを目的とする。

(役員候補者の種別)

第2条 役員候補者は下記の役員に種別する。

(1) 執行役員候補者

本会の各業務を執行するために必要とされる役員

会長（1） 副会長（若干名） 理事長（1） 副理事長（若干名）

常任理事（10名以内） 理事（10名以上15名以内）

※常任理事の現状は、各委員会の委員長・副委員長

※理事の現状は、各委員会の委員（委員長・副委員長との兼任は除く）

(2) 加盟団体推薦役員候補者

各加盟団体から推薦された役員

常任理事（7） 理事（5）

※現状は、7団体

（常任理事・理事を選出する団体5団体、常任理事のみを選出する団体2団体）

(3) 本会監事候補者（2名）

(役員候補者の選考方法)

第3条 役員候補者選考は下記のとおりとする。

(1) 執行役員候補者、監事候補者

会長が会長を含め10名以内の委員の構成による「執行役員候補者選考委員会」を設置し、選考する。

(2) 加盟団体推薦役員候補者

加盟団体からの推薦による。

(役員候補者の選考基準)

第4条 役員候補者は、次の事項を考慮し選考を行うものとする。

(1) 執行役員候補者

1. 役員候補者の選考にあたっては、役員在任中の業務内容を明確にし、複数候補者を検討したうえで適任者を選考する。

2. 監事候補者は、各加盟団体の中から適任者を選考する。この際、執行役員候補者および加盟団体推薦役員候補者とは重複しない。

(2) 加盟団体推薦役員候補者

各加盟団体からの推薦による。

平成19年 4月26日 制定

平成27年 5月 9日 改正

令和 3年 6月 12日 改正

# 個人情報保護方針

広島県体操協会(以下、「本会」といいます)は、寄付行為に定める目的を達成するため個人情報保護の立場から以下の基本方針を定める。

## 1 法令の遵守

個人情報の取り扱い、管理、及び利用に関して「個人情報保護法」を遵守いたします。

## 2 個人情報の範囲

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる「名前」「連絡先住所及び電話番号その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む)を示します。

## 3 個人情報の収集について

本会は、(公財)日本体操協会登録規定に従って行われる会員登録者(役員、指導者、選手あるいは愛好者)並びに、(公財)日本体操協会公認審判員認定規定に従って行われる審判員登録者の申請により個人情報を収集します。

また、本会の個人加盟および団体加盟の際、個人情報を収集します。

## 4 個人情報の収集目的について

ア 本会は、(公財)日本体操協会登録規定に従って行われる会員登録申請手続き、並びに(公財)日本体操協会公認審判員規定に従って行われる審判員登録申請手続きに伴う事務手続きにおいて、適切な範囲内で個人情報を利用または保存します。

イ 本会は、会員への諸連絡(諸会合・大会・講習会・研修会・行事等)、その他上記に付随する事務手続き、案内また、会員名簿の作成と会員への送付を含み、適切な範囲内でその個人情報を利用または保存します。

## 5 個人情報の利用および提供の制限

本会は、収集した情報を前項利用の目的以外の目的により、第三者に提供いたしません。また、各会員に会員名簿を提供した際、各会員に対し、本会と同様適切な個人情報の管理を行うよう義務付けます。

## 6 個人情報の管理について

本会は、以下の方法により個人情報の保護に努めます。

- ・すべての会員に対して、個人情報保護における啓発活動の実施
- ・個人情報の紛失を防ぐためのデータ管理の徹底、情報セキュリティ対策

## 7 個人情報の開示・停止・利用停止・消去・廃棄について

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求ある場合には、異議なく速やかに対応します。また、利用目的に照らし合わせて、今後もその目的に使われないと判断される個人情報は、再生不可能な形で廃棄いたします。

## 『コンプライアンス指針』制定について

広島県体操協会（以下「本協会」という）に所属する役員、指導者等すべての協会関係者（以下「本協会関係者」という）は、崇高なボランティア精神による多くの方々によって組織されております。本協会関係者のすべてが、本協会が掲げている「体操及び体操競技の健全有る普及発展」を目的達成に向け、一般社会のルールを守って誠実に行動することが強く求められています。

昨今、「コンプライアンス（法令遵守）」に対する世間の見方は厳しいものがあります。法令や一般社会のルールを守って行動することは、本協会が社会の信頼を得て健全に発展していくうえで必要不可欠です。

そのため本協会では、行動規範、体罰・暴力行為等、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント撲滅及び個人情報の保護からなる『コンプライアンス指針』を制定し、本協会の行動指針とします。

また、本協会は、『コンプライアンス指針』制定と同時にコンプライアンス委員会を組織し、『コンプライアンスに関する相談窓口の設置について』別途定め、組織内の相互監視システムを構築いたします。本協会関係者におかれましては、本指針の周知と徹底にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 『コンプライアンス指針』

#### 1 【行動規範】

本協会関係者は、体罰・暴力行為及びいじめ等、パワハラ・セクハラ等の排除に努めるとともに以下のことをよく認識し、本協会の目的達成に向けて、社会の規範を守り、周囲の方々に信頼される人間になるよう心がける。

- ① 本協会関係者は、法令社会における規範および本協会規程を遵守し、良識ある社会人として行動する。
- ② 公共の場における行動、言動、服装等に注意し、良識ある社会人として行動する。
- ③ 何人に対しても差別的行動をとらない。
- ④ スポーツマンシップに則りフェアプレーの精神を尊重し、すべての選手や関係者への敬意を常に持ち続ける。
- ⑤ 登録や大会等参加申込書等での不正行為を行わず、期限を遵守する。
- ⑥ 環境に関する法律や条例等を遵守し、環境保全に努める。

#### 2 【体罰・暴力行為、パワハラ・セクハラのパ滅】

本協会関係者は、「体罰」（肉体的苦痛を与えるような懲戒）「暴力行為」（言動により相手を精神的に傷つけることを含む）、「いじめ」等パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントについては厳に慎んで選手指導に努め、選手、保護者の人格を尊重し、以下のことを十分に認識し行動しなければならない。

##### ① 体罰・暴力行為の禁止

本協会の関係者は、いかなる場合であっても体罰を行ってはならない。選手、保護者が自分の意に沿わない言動や行動をとった場合も、暴力行為で問題解決を図ることはできない。そのような場合には、選手、保護者と話し合い、相互理解を深めるよう努めること。

##### ② 言動による暴力の禁止

本協会の関係者は、暴言、脅迫、侮辱などの言動により、相手の人格を否定したり、存在を無視するような精神的苦痛を与える行為も同様にしてはならない。

##### ③ 性的な内容の発言・行動の禁止

本協会の関係者は、他者を性的対象物におとしめる行為や性的意味合いを持つ行為、性的な嫌がらせを行ってはならない。



④ 選手の気持ちを理解

体罰・暴力、セクハラ行為を受けた者は、立場上それを拒否する意思表示ができないことが多い。特に選手は、指導者に対して明確な意思表示が難しいことを理解し、本協会関係者は、前2, 3項を厳守する。

3 【個人情報の保護方針】

本協会は、別に定めた「個人情報保護方針」に則り、高度情報通信社会の発展に伴い氏名、住所、電話番号、生年月日、学校名等の個人情報の適正な取り扱いに努めることとし、以下の対策を定める。本協会及び各加盟団体の組織及び各団体においても、この方針に則って適切に個人情報の管理に努めること。

(1) 法令及び社会的規範の遵守

「個人樹才法の保護に関する法律」及びその他の社会的規範を遵守する。

(2) 個人情報の管理

個人情報について、本協会及び各加盟団体、加盟団体所属の各団体等の組織及びチーム等、個人情報を取り扱う単位ごとに管理責任者を定めるとともに、取扱者が個人情報の重要性を認識し、日常業務において個人情報の適切な管理を行う。

(3) 個人情報の適切な取得、利用、提供

① 個人情報を適正かつ公正な手段で取得する。

② 個人情報の利用目的を明確にし、その目的範囲内で利用する。

③ あらかじめ本人の同意がある場合や法令等による場合及び本協会規程による場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

(4) 個人情報の安全性の確保

個人情報の安全性を確保するため、電子データにおける個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止に努める。

(5) 情報主体（以下、本人という）の権利尊重

本人の権利を行ったうえで、法令や慣行等に照らして適切な措置を行う。

以上